

李朝末期に於ける二三の日本紀行に就いて(上)

内 藤 雋 輔

一、滄槎紀行(本號所載)

二、泛槎錄

三、尹孝定手記

一、滄槎紀行

久しい間の懸案であつた朝鮮開國の意圖が日本によつて打開されたのは明治九年二月三日調印された江華條約であるが、本書は此の條約調印後、最初の回禮使として日本に派せられた金綺秀の日本紀行であり、そこに本書の重要價値が認められるので、本紀行の冒頭にも「此是修好後初有之事、今番則特以堂上官、持書契入送。」と記されてゐる。この金綺秀は初め弘文館應教であり、使節任命に際して通政禮曹參議を加資されたのである。然してこゝに引用した書は朝鮮總督府、朝鮮史編輯會所藏の

寫本によつたのであり、この寫本は抄本ではあるが重要なところは盡してあるやうに思ふ。こゝに、かゝる寫本の書寫及び引用の便宜を與へられた朝鮮史編輯會深き謝意を捧げる次第である。

○

さてこの回禮使發遣の事情は、上述の修好條規が江華府練武堂に於て調印された席上、我が特命全權辦理大臣黒田清隆等の歸艦の後、殘務整理のため残つてゐた外務大丞宮本小一等が大臣の命を受け接見大官申徳に「對等の禮、貴國宜しく回禮使を致すべし、大抵交隣の道は風俗を詳察して後、疑端を破るべく、物情を詳察せば我が國の此の修好の爲めに心力を積費せる自ら洞悉し、群疑皆な釋くべく、其の細目講定の時に及び更に詰するの慮

無きに似たり、使儀極めて簡略に従ひ、其期六閱後の通商章程開議の前に在るべし」(總督府編朝鮮史(第六編第四卷)と勸告したの
で、二月二十二日(陰曆)信使差下の發令となつたのである。

修好使金綺秀は四月四日(陰曆)に辭陞し、同月二十九日、日本汽船黃龍丸に乗じて釜山を離れ、五月七日(陰曆)陽曆五月二十九日横濱に着し、上陸後先づ會議社樓に入り、次で人力車にて鐵路關に至り外務省三等書記與義制、傳語官浦瀨祐の出迎を受け、やがて汽車にて東京に向つたが、初めて乗る汽車は頗る物珍しかつたと見え「上使以下分序、各乗火輪車、車從鐵路而轉、上飭如屋子様、門々帖琉璃鏡、炭烟一起、十一從車、一時俱走、山川草木、星奔電馳、一瞬之頃至品川、人家稠密、市肆雄麗、中略前行至新橋、自横濱至此爲九十五里、不過回刻之頃也、」と述べてをる。新橋より正使は轎にて、從官は皆、人力車にて多數の見物人の中を陸海の儀仗兵に擁せられつゝ、延邊官に入つた。^註

註 この箇所は朝鮮總督府中樞院發行、田保橋潔氏執筆の近代

李朝末期に於ける二三の日本紀行に就いて(上)

日鮮關係の研究五六四頁によると神田錦町の舊今川邸となつてをる。

○

先づこの紀行文中に於て注意すべきことは我が朝廷の此の特使に對する待遇の極めて鄭重であつたことである。鮮使は着京の翌日、外務省を訪問したが、その午後、外務省より外務大丞宮本小一等が回謝の爲めに鮮使の館所に至つた時、我が皇上より特に謁見を賜ふ旨を傳へたところ、鮮使は「鄙人來時、初無國書、則實無拜見貴皇上之禮也、所以未承我主上之命也、則鄙人之擅自行禮不可也。」といつて應じない。そこで宮本大丞は重ねて「不然、我皇上自聞信使之來、計日以待之、故我已以使行來到之意奏達、則我皇上教以不日接見也、奈何、」と述べたので漸く鮮使も納得して「貴皇上軫念鄙人自遠方來、特有此曠絕之禮數、伏不勝感激、鄙人亦何可一例固辭、謹當依教行拜見之禮矣。」といつてをる。

然るに謁見の日時を豫定するに當つて又もや彼我の意見は容易に決しなかつた。即ち宮本が「再明如何」と問へ

ば、訓導は「再明即五月初十日、我國國忌日、則再明行禮似不可也。」と答へる、そこで今度は浦瀨が然らば明日は如何といふと訓導は「我國々法尤重坐齋日也、明日亦不可」といふので、浦瀨は「貴國々法、吾亦知之、午後罷齋、有何不可。」と應じて中々一致し難い。そこで宮本が「我皇上方行北巡矣、聞信使之行期有日、期欲接見後動駕、初以去月念五乘船日子、較量使行入京日子、入京後即爲接見、以接見後日動駕、擇日頒示矣、及聞行期之差違、又特收已頒之命、更擇以我國曆六月三日、即再明後二日也、今不可以遷就矣。」といつて我が皇室の朝鮮使節に與へ給ふ殊遇に就いて説明したので鮮使も感激し、「貴皇上特命即如此。感激不盡、再明既是我國國忌。罷齋之日、則早晚何擇焉、謹當依戎行禮矣。」といつて此に謁見期日は六月一日(陽曆)と定められたのであるが、この間答に於て 明治天皇が態々地方御巡幸を延期してまで朝鮮使節への謁見を御許可遊ばされた御敬慮の程を拜するにつけ、この日鮮交渉の開始が我が國の外交に於て又、朝鮮の對外關係に於て當時如何に重要であつたかを知る

ことが出来る。

然してこの際、朝鮮使節は「當以拜見我主上之禮、拜見貴皇上矣」といつて謁見を許されてをるが、かくて赤坂離宮に於て行はれた謁見に於て我が陛下に對し奉つて鮮使が如何なる感想を懷いたであらうか、先づ謁見の次第を記した條に於て「其闈内一房、安寶桌子、北壁下有一人、被黑質金繡之衣、頭不戴帽、短髮沃若、顔充而不豐、眼炯而不流、貌聳而直、身頰而揚、年今二十五、可量其英明之君也。」といふ感想を記してをるが、更に他項に於て鮮使はこの謁見の模様を述べて「辰時詣赤坂、見日本皇帝、初以黑國領、行肅拜禮、小歇、皇帝引見、入至門限外、行曲拜禮、趨前立、皇帝倚前拱立、中身上、面白微黃、細而長眼、炯々有精彩、神氣瑞穆、未盡諦察。」とも記してをり、以て英明なる 明治天皇の堂々たる御風姿が鮮使を威壓し給ひし御様子を拜察し奉ることが出る。

○

次には我が政府がこの信使の來朝を期とし、開國進取

の政策を採つた我が國文明の進歩を示し、以て朝鮮の自覺を促さんとした試みに對し、鮮使が如何に保守、退嬰的であつたかといふことである。即ちこの調見終了後、賜饌の儀あり、次いで森山權大丞より陛下の特命によつて修信使に御花苑の拜觀を差し許さるゝ旨を傳へるや、鮮使は「鄙人多病、少游覽癖、然既有貴皇上特旨、只當歷路暫賞而去矣。」といつて暫時、内苑を拜觀したが、やがて休憩所に先着の森山の所に至るや、鮮使は「今日即鄙國之忌日也、所以日昨之以今日行禮趨趨者也、禮雖勉強而行、至於游賞則不可、然既有貴皇上特旨云、故恭身到此、既到此見公矣、只此告退、可謂公私合矣。」といつてなるべく早く歸館したき意を述べたところ、森山は「公言是也」と一應はいつたが、暫らく引留め、一盃酒、懷を論ずるも妨げなからんといつて對坐し、旅館孤寂、何ぞ出でて遊び少しく樽懷を絳せざるといふや、鮮使は游玩の意なき旨を以て拒絕したので、森山は「泄々終不知我苦心、誰爲公恣耳目之娛也、如今兩國是一家耳。鄙國四面皆水、所以外憂之至、抵當不得有今日之舉、而

不可一任受制於人、故務盡富強之術、多置兵先利器、到今兵精糧足、器械一新、庶可藉乎禦侮、念貴國山川之險可謂愈於鄙國、然猶多傍海、則外憂之至、其何以辨備禦乎、所以吾輩之縷々以游覽爲言者、周察軍制、美者化之一也、審視器械、利者移之二也、歷探俗尙、可采者采之三也、歸貴國、的確之論、圖所以以富國強兵、唇齒相依、以防外憂、區々之望也。」と我が國が東亞に於ける朝鮮の國際的地位に期待するところ多大なる所以を説示して、この機會に切に鮮使が國際情勢を自覺すると共に鎖國保守の退嬰的意見を捨て、西洋の新文明を採用して富國強兵、以て日本と共同して東亞保衛に當らんことを勧めたのである。

このことは愈々鮮使一行が離京歸國に際し、我が外務省に挨拶に来るや、外務卿が「一強國之自立、不如二弱國之相依、今我國之與貴國、一葦可航、可謂唇齒之邦也、若痛癢相關有無相藉、憂患欣戚悉同之、然後可以有濟、實行歸朝後、函告貴朝廷、凡百事爲、無少芥蒂、以爲萬々世永好之地、豈不美哉」といつてをることや、又ロシ

ヤの永興灣進出問題を論じてをること、も關聯して考へる時、一層その趣旨を明らかにすることが出来る。

然るにこれに對して鮮使は「貴國の盛意は感謝に堪えない。然し今回の渡日は別に技術家を同伴するを欲しなかつたのではないが、兩國多年の懸案が幸にも今春解決したので、その回謝のために外ならぬ。信義を先にし事功を後にするは鄙國の成規である。加之、自分も田舎者で日進の利器を見てもその利鈍を判ずることは出来ぬし、一行の隨員も亦同様である。故に一旦歸國の後、改めて聰明才智の士を擇んで送りたい。従つて游費に就いては他日に譲りたい」旨を答へて中々應じないので森山は公の言もまた尤であるといつて一應打切り、因つて盛に我が國の富國強兵にして外憂を懼るゝの意なきことを述べた。そこで鮮使は「貴國は既に此の如く富強であるから一旦外患があつても我が國の援助を藉る必要はない。然も尙、且憊々たるは感激に堪えない。我が朝廷も亦貴意の在るところを諒せないのではないが、たゞ鄙人は才なく卒然として之を見るも得るところがないから此

の點を諒承して頂きたい。然し貴國の好意は心に銘して歸國後報告するつもりである」といつて本心を露呈してをるが、儒教文化を以て至上と考へてをる鮮使に精緻なる機械文明を窺知する能力はなかつたと見るべきであらう。かゝる態度は朝鮮使節が復興に乗じ擔夫十餘名に擔がれて行く狀を記した朝野新聞の記事に「其の風俗の古雅質樸は恰も支那人の往古の畫像を見るが如く、純然たる東洋緩慢の氣風を存せり」といつてをることによつても知られる。

然しそれにしても鮮使のあまりに天下の大勢に無智なる消極的態度に對しては森山權大丞も尠からず不滿に思つたと見え、「每與貴國商辦、支離施延、無一下即決之事、我國則不然、苟利于國、則上下一心、斷然行之、無少持難也、六個月後細節之定、亦無甚難事、而若或如前遲延、則令人沓々也、寧不難哉」と鮮使の優柔不斷なる態度を詰ると共に、次回の交渉促進の伏線となしたが、鮮使は笑つて「我國規模、元自如此、非如貴國之有專權大臣、大臣不得斷行、沉小官乎、所以小達乎大、下稟于上、不

得不有許多遲延也、且小心謹慎、不縱不恣、自是我國一副素規、則公等他日之後、難保其事々聽從、此則預爲諒解可也、曷言天下許多事、亦豈可盡如我意、……此則大率然耳、久坐愾甚。」といつて遂に退席歸館した。

此に於ても當時の朝鮮の人々が如何に事大主義的思想に養はれて獨立自主の觀念に乏しく、事々清國に仕へて誤りなきを期するといふ風潮が支配してゐたかといふことが想像されるのであるが、これは未だ清韓宗屬關係が、前年末、清國に赴いた森有禮公使の努力にも拘らず依然として實質的に解決せなかつた實狀からも當然かと思はれるのであり、たゞ使節は徒らに口舌の雄を以て一時を糊塗すれば足れりとする古い考へ方に、この鮮使もまた左右されてゐたことを示すだけである。

これに類することは森山權大丞が使節の一行を私弟に招宴した時、伴席の三等書記生、輿議制と金信使との筆談の中に、金信使が我が國に於ける孔子廟の情態に就いて質問したところ、輿氏は林羅山等の儒者の名を擧げると共に「近日歐美之學術大熾、以富強爲主、家々誦絃之

聲、愈盛於前日、而所業盡海學農學兵學之流也、至於孔孟之書、則一齊却步、此是世道之變而日變一日者也、至於起居禮節、尙用聖人之法、而天下萬國、靡然風從、惟貴國尊尙聖人之道云、甚盛甚羨、而其於富強之術、似未如也。」といつたところ、金信使は「不然、聖人之道、何嘗以錢穀甲兵爲無用之事乎、奮以武威、揆以文德、故古昔聖帝明王、誕撫四海、化洽八紘、何必捨正路而取捷徑也。」といつて輿書記生の情理兼盡した説明にも容易に肯じないので、輿は重ねて「挽回以來、技巧漸盛、多少干戈弓劍、鑄以爲利械、斷以爲鉏犁、雖聖人復起、必不可安坐而治也。」といつて近代文明の本質と、その必然性とを語つたが、鮮使は「公言世道之變、此果一變、而歐美之術、皆譯傳以聖人之文字、則泰西之人、似亦知聖人之尊、而日月所照、並又一變、則地球所載、豈不盡爲聖人之方域乎。」といつてあくまでも井蛙の見を改めないの

で、輿もその固陋擠ひ難しと考へたと見え、「理或以然、而千百年後之事、何可豫必也。」といつて此の問答は終つてをるが、此に於ても同じく新文明に對する保守的見解

と口舌に終始して國家の大計を忘れたる憐むべき態度とを知ることが出来る。

然るに我が當局は前述の如き意向により鮮使の入京に當つては出来るだけ西洋文明を採取せる我が諸般の制度・設備の如何に富國強兵の上に重要なるかを示すべく各方面と接衝して種々見學のプログラムを作製したやうであるが、鮮使の消極的態度は我が好意を受けず、全員見學を快諾したのは日比谷練兵場に於ける步騎砲兵聯合小演習位で、已むをえずして視察したのは海軍兵學校、近衛歩兵營、陸軍砲兵本廠、書籍館、開成學校、元老院議事堂に過ぎなかつた。(近代日鮮關係研 究上五七六頁)されば滄樑紀行にも教場に於ける軍兵を點閲したこと、海軍省(十餘里東南浦上にありと記さる、恐らく海軍兵學校ならん)に於ける生徒の各種の操練の視察を記してをるにすぎない。歸途神戸にて石炭満載のため二日間の餘裕あるにつき大阪城及び造幣寮の視察をするやう特に造幣寮の重要性に就いて外務省よりの詳細なる説明と勸告とがあつたが、それも實行はせなかつたらしい。

然しながら早くから異様船の頻々たる出沒、次いで米・佛・日本等の軍艦との衝突事件等により漸く天下の形勢の切迫を知つた朝鮮政府の當局者たちは金綺秀の如き考へのものゝみではない。されば彼が出發辭陸に際しては國王は繰返して「詳探彼中之物情、是緊切事也。須善爲探知可也」とか「凡諸可聞之事、亦須不漏一々錄來也、」とか教せられ、大臣中にも同様の意を述べたるものがあつたのであるが、然しかゝる使命を果しうる識見を缺いてゐた金信使は國王たちの期待に副ひうる行動はとらなかつたので、修信使の歸朝復命するや國王は日本國軍兵・兵器・電信・汽車・汽船より貨幣鑄造・農具製造に至るまで反覆質問されたが、修信使は「未得見之、而縱或見之、不可卒卒學得、故初不聞之。」とか、或は「今行則爲示其強制而不得已行之意、故此等技術未嘗一質也。」といふに止まつたのである。(近代日鮮關係の研究 五七四、五七七頁)思ふにかゝる失敗は從來の通信使の如く詩文に明るい文雅の人を以て、時代轉換の重要使命を帯びる外交使節に當てた朝鮮政府の失敗も與つて大きかつたといへよう。

○
更に注意すべきことは信使滯京中の六月四日(陽曆)の晝、井上馨が訪問し夕方すぎまで穩語して去つたことであるが、その要領は對ロシア政策のため永興浦開港の問題であつた。即ち井上馨は「貴國の永興浦口は我が北海道より相距ること二晝夜の航程にすぎない。而も會つて俄國の屢々窺視したところである。故に兩國の無事ならんことを欲すれば其の地の開港(開館)を請ふ。而るに貴國は陵寢の所在なるを以て許さないのでそのまゝとなつてをるが、近日仄聞するに庫頁島(今の樺太島)上に多く糧械を備へてゐるといふことであり、未だその意の何れにあるを知らないが私の慮りは誠に淺くない。且つ我が國の關を永興浦に設けんと欲するは俄國に對して先鞭をつけ以て之を制せしめんとするに外ならぬ」といふやうなことであつた。

今この永興浦開港のことは明治九年二月十二日、日本全權より朝鮮全權に手交された日韓修好條規案に於ては開港問題として第四、第五の二款を擧げ、第四款に於て

李朝末期に於ける二三の日本紀行に就いて(上)。

は釜山草梁倭館の開港を、第五款に於ては永興府海口及び京畿・忠清・全羅・慶尙道中に於て一口の開港を要求してをるが、朝鮮側では永興は是れ國家龍興の基地で原廟があるからといふので許さず、更に咸興・安邊・文川の三邑も陵寢の所在地なればとて反對し、それ以外の咸鏡道の地點は許すことになつた。之に對し我が全權は永興を削除し、他の一港に就いては朝鮮側の讓歩があつて京畿・忠清・全羅・慶尙・咸鏡の五道中より二港を選択することに協定せられたのである。(近代日鮮關係の研究上第十四章)

然るに幕末以來屢々たるロシアの東侵政策は我が國に對しても連りに海警を促さしめたのであるが、かの文久元年(西紀1861)ロシア軍艦の對島占領計畫は漸くロシアの朝鮮沿海への活動を注目せしむるに至つたのである。然して我が國は開港と共にその對外政策を一新し、それと共に世界の形勢に對應する諸政策を除々に樹て、やがて明治維新となつた。

ロシアの朝鮮進出は先づ東北地方より始まつた。總督府編纂の朝鮮史(第六篇第三、第四卷)によると憲宗十四年(日本、嘉永

元(西)、十五年、哲宗元年(嘉永三)と連りに咸鏡道、江原道方面に異様船が來襲し、或は下陸伐木し、又は軍民を殺傷してをるが、哲宗五年(安政元)四月二十七日には

ロシア船が徳源府龍成津及び永興府大江津に來到し浦民を殺傷したので、命じて徳源府使吳宅善と永興府使任百秀を拿問せしめたことが見えてをり、同じく同年六月十二日條には司憲府姜時永が陳疏自引し、咸鏡道沿海浦民、來到の異國船と交易するの弊を節せんことを請ふ、

批して該道々臣に命じて嚴査狀聞せしむとある。この異國船も或はロシア船かと考へられるが、何れにせよ當時朝鮮沿海は英・佛・米等の諸國船の來到が漸く頻發し、朝鮮の海警亦急を告ぐるの狀であつた。我が國がロシア、イギリス、フランス、アメリカとの通商開始を朝鮮に告知したのは哲宗十一年(萬延元)八月八日の條に見えてをるが、この年ロシアは北京條約によつて沿海洲の地を領有し、翌年ウラジウオストツクの軍港が設けられたのであるから、この頃からロシアの北鮮への進出が著しくなつてくるのは當然であり、李太王即位年(文久三)以

來ロシア人は豆滿江方面に現れ、慶興附近より公文を以て盛に通商の要求をしてをる。

一方、正祖朝(寬政六)以來、朝鮮に潛入した天主教は日と共に盛となつたが、同時に迫害もまた屢々繰返された。殊に大院君の執政と共に天主教彈壓は強化され、李太王三年(慶應二)正月九日條によると捕盜廳はフランス

國人司教シメオン・フランソア・ベルヌウ及び生員洪鳳周を捕捉し、此に丙寅の天主教大迫害が開始されたが、同月二十一日の條を見ると邪學罪人南鍾三、洪鳳周等は此の日、西小門外に斬せられた。然してこの南鍾三に就いての説明に「哲宗朝末年よりロシア國人屢々北邊に來往するを聞きて深く之を憂ひ、洪鳳周と共に司教ベルヌウ等の言に従ひ、密かに北京駐在フランス國領事に通じ、フランス・イギリスと謀り、ロシア國を防禦せんことを謀るといふ」と記されてをる。この記事の真相に就いては猶ほ傍證を要するが、同年三月七日の條に「近來都下俄羅斯及び邪學等の説を以て騷擾を極む」と見えてをり、同年末より盛にロシア人の豆滿江邊に於ける越

境・騷擾及び通商要求等が傳へられ、三年十二月十二日以後には清の禮部にもその旨を移附してをる。この三年にはプロシヤの商人オツペルトが來て通商を求めたり、アメリカ國船ジュネラル・シヤーマン號が貿易のため大同江口に至り、遂に朝鮮軍と衝突して燒沈した事件があつたり、又フランス國印度支那艦隊の襲來があつたり頗る多事の年であつた。奥平武彦教授の朝鮮開國交渉始末(三一頁)によるとCordierを引いて「一八六六年(慶應二)露國は元山に使節を派して峻拒せられ、一八六九年五月には沿岸測量中の露艦は砲撃を加へられて逐はれた」と記されてをる。この事件は前述の朝鮮史には見えてをらないが、恐らく事實であらう。

かゝる朝鮮に於けるロシヤの進出情態は當時の我が國には勿論判明してゐなかつたかとも思はれるが、然し東洋の狀況に深い關心を持つヨーロッパ人には判然してゐたのであつて、同じく奥手教授の右著書に引用せられた註(三一頁)によると「一八六二年十一月三日付の函館駐在英國領事エンズリーより總領事代理エールに宛てた報告

書第五十九號に、露國領事ゴスケヴィツチのことより言及して、朝鮮に對する野心につき次の如き一節あり、英國の露國に對して用ひたる神經の鋭敏を見るに足らん、『この政策は露國が秘かに朝鮮に一八五八年(安政五)以來、奉じてきたもので、もし確言することが許されるれば露國軍艦の艦長が提督よりの密封命令を受けてこゝを出航せば、その指令地は常に朝鮮である。朝鮮の沿岸の海圖は今や殆ど完全になつてゐる。』と見えてをる。

このやうなロシヤの極東進出の脅威は日本に對しても略々同様であつたことはいふまでもなく、維新史料編纂事務局發行の維新史第二卷(九二二頁)に引用されてをる英國の駐日公使オールコックが露艦の對馬島滯泊事件に就いて文久元年六月二十六日に發した本國への報告中に「近時露都發行の軍事雜誌に政府の意向を傳へたものと信すべき一記者の説に、日本を形成する島嶼の一を占有することは露國の政策上、緊要事であるとして蝦夷島呑噬の野望を言明してゐる。露國が對馬に手を延したのはその不饜の食慾に對する前菜として毫も不思議はない」と

記されてをり、又、明治二年イギリスの駐日公使パークスがロンドンに送つた書簡にはサガレン島及び蝦夷に對するロシア侵略の危機を述べ「然し日本のやり方如何でこれは助かるかもしれぬ。自分は日本にサガレン島は争ふな、蝦夷に全力を注げと忠告した」と記してをることが矢野先生の滿洲國歴史(二四五頁)に引用してある。従て英・佛等の公使がロシアの野心を機會ある毎に日本の當局者に警告したと考へられ、それは北邊に迫りつゝあつたロシアの現状と共に我が朝野の關心を昂めたのである。

かゝる情勢の切迫にも拘らず、依然として鎖國保守の政策に終始してをる朝鮮の現状は我が國としても黙視しえないところであつた。そこで明治二年九月二十五日、外務省から太政官に建言した文にも「前略加之朝鮮國の義は、昔年御親征も被爲在、列聖御垂念の國柄ゆへ、假令皇朝の藩屬と不相成候とも、永世其國脈保存爲致置度、然るに目今魯西亞を初、其他の強國頻りに垂涎、俎上の肉となさんとす、この時に當り、公法を以て維持し、

匡救撫綏の任、皇朝を除くの外更に無之、一朝之を度外に置、彌魯狼等強國に呑嚙せられ候ては、其實皇國永世の大害、熬眉の急に可相成と奉存候、依ては速に右の大義を述、皇使被差遣候様仕度、下略」(朝鮮交際始末卷)と述べてあり、また明治六年外務卿副島種臣は支那より歸朝した時、建白書を上まつり「日本の現在最も戒心せざるべからざるはロシアの南侵であるが、支那は力微にしてその衝に當るに堪えざればその任は一に日本において負はざるをえず、日本は是非一方に於て朝鮮を保護下におき、ロシアの侵略を防ぎ、一方において台灣を略して之に據らなければならぬ」(矢野先生滿洲國歴史二四六頁)と述べてをるが、又副島伯とは征韓論に於て意見を異にした參議大久保利通は明治六年十月、「征韓論に關する意見書」を草してをり、その第五條に於て「外國の關係を論ずる時は吾國に於て最重大なるもの魯・英を以て第一とす。夫れ魯は北方に地方を占め兵を下して樺太に臨み一擧して南征するの勢あり、……然るに今兵端を開き朝鮮と干戈を交ゆる時は恰も鷓蚌相争の形に類し、魯は正に漁夫の

利を得んとすべし、云々」(大久保利通文 書第五) ともいつてを
る。

かゝる我が朝野のロシアに對する關心は、ロシアの朝鮮進出に對する警戒となり、その危険性の最大なる北鮮の海港に注がれて、此に我が國の永興浦開港の要求となつたものと思ふ。然も一旦要求して不成立に終つたものを此に再度要求したところに重要な意味がある。かゝる事情が本書によつて明らかにされたところに意義深いものがあり、我が國のロシアへの深い關心のことが朝鮮書籍に載せられたものとして本紀行は最も早いものであらうと思はれるので、此の點に於ても注意すべき價值があると考へる。

○

最後に日本の服裝等に就いての宮本大丞との問答を記して紹介を終りたい。宮本が鮮使に對し我が國に來て見聞したところで恠しむべく笑ふべきことはないかと聞いた時、彼は最初謙遜してゐるが、やがて渡來の時の船上の樂しみを述べ、上陸後、宮室の美、市肆の殷なるを

見て「貴國の豊盛を認むべく、又以て賀すべきに足り、恠しむべく笑ふべきことはない」といつたので、宮本は笑つて衣服や舟車の現狀は果して恠しむべく笑ふべきことではないかと反問した。そこで鮮使は日本の衣服・宮室の舊制は愛すべきものがあるといつたところ、宮本としては當時の洋風流行に對して鮮使が如何なる感想を懷いてゐたかを知りたかつたので、自ら之を辨明するといふ氣持もあつて「近製の衣服・宮室は皆洋製であつて、これは日本人の輕薄な心にもよるので姑く民の好むところに任してをく、然し戰爭をしたり船に乗る時にはこの服裝に限るので姑く其の制度に従ふのである」といふと、鮮使は便利なものに従ふといふのはよいが、民の好むところに従ふといふのはをかしい、公もまた好んで洋服を着してゐるのであらう」と大笑したので宮本もまた笑つたが、更に説明してこれは皆止むをえないことで、趙の武靈王の故事もあるではないか、貴國の服裝もまた時に従つて變るだらうといつたところ、鮮使は我國の服裝は明初以來五百年、一に明制に従つて變ぜないといつたの

で、宮本は「我國は四面敵を受けてゐることは貴國の比ではない、故にこの山河を護らんがために止むをえずかかる苦心をなすのである」と暫時嘆息した。鮮使は傷むこと勿れ、前のは戯言であるといつて他の話に移つてをる。

この記事によつてみると鮮使が日本の歐化主義に對して多少輕蔑の念を持つてゐたことは考へられるが、それは鮮使の自國に對する反省の足らざることを示すものである。然しながら鮮使も日本古來の衣服・住居に對しては愛着を感じたやうであつた。鮮使は六月十九日汽船黃龍丸にて横濱を出帆し、七月二十一日(陽曆)京城に歸着してゐるが、凡てこの紀行に於ては流石に歐米の新文明を採用した日本の進歩に感嘆した様子は隨處に見られるので、これは彼が日本の積極的要求によつて結ばれた朝鮮最初の對外條約の回禮使であるといふことや、往復共に日本船に乗つたといふやうに凡て日本の國力の威壓を感じた時の使者であつたといふことの當然の結果でもあつた。従つて我が徳川時代以前の鮮使の訪日記行に見る

やうな支那の藩國としての自國の優越意識が殆ど見られないのは注目すべきものである。

猶亦、この鮮使の日本渡來に就いての記事は前引の近代日鮮關係の研究にも一節として記されてあるが、本稿に於ては右の報告とは別箇の角度から、主としてこの紀行を中心として觀察したものであり、従つて右報告に記されたものはなるべく省略する方針に従つた。最後にこの鮮使一行が延邊館に於て公式の饗宴を受けた際の獻立表に「紀元二千五百三十六年六月三日」と記されてあつたことを注意してをきたい。

石家莊近在の古蹟正誤表

通頁	段	行	正	誤
二九七	上	一八	であらう。	であらう。
二九九	上	一五	大乘閣	大佛閣
四五六	上	四	後に	後ろに
四六〇	下	六	太原胡仙。	太原胡仙經。 彌勒于北。

經=彌勒于北。
 なほ 挿圖第十五圖、第十六圖説明文を入れかへること。